

介護保険料に係る福岡県介護保険広域連合の取り扱いについて

1. 福岡県介護保険広域連合について

福岡県においては、どこに住もうとも誰でも同一水準の認定、給付、保険料で介護が平等に行われるよう、介護保険制度の運用について、県内前町村および同意する市をもって広域連合を組織することを申し合わせ、参加を希望する県下 72 市町村で設立されました。なお、区域が広範囲となるため、県内の保健所管轄区域を基本として生活圏域ごとに 14 支部を設置しました。

その後市町村合併により、平成 19 年 4 月 1 日現在においては、39 市町村・12 支部となっております。

当広域連合においては、介護保険事業の業務を本部・支部・構成市町村で行います。事業全般の管理業務は本部、認定や給付に関する業務は支部、申請や相談の受付は構成市町村で行い、業務を分担することにより効率性を図っております。

さらに、介護保険事業に係る相談業務を地域により密着した体制で行うため、平成 18 年度から支部ごとに地域包括支援センター、その窓口として市町村ごとに介護サポートセンターを設置しております。

2. 当広域連合における第3期保険料の考え方

(1) グループ別保険料について

当広域連合においては、相互扶助の精神のもと、全ての構成市町村で同一の保険料としておりましたが、平成13年度から平成15年度の3年間の実績における構成市町村間の高齢者1人当たりの給付費は、最も高い市町村と低い市町村で2.5倍の格差があり、負担と給付という面からみた場合、バランスのとれた保険料とはいえ、相互扶助の精神を越えた不公平感が生じていました。この格差を緩和・是正するために、平成17年度より構成市町村をA、B、Cの3グループに分けて、給付費の多いところは高い保険料を、給付費の少ないところは低い保険料を設定する「グループ別保険料」を設定しました。

第3期計画策定時においてもこの格差が是正されなかったため、グループ別保険料を継続することとしました。

(2) 8段階制の導入

当広域連合では被保険者の負担を少しでも広く求め、負担額を少しでも軽減するために、所得段階を8段階とし、その境界基準所得金額を400万円としました。

第3期所得段階別保険料の負担割合

所得段階		負担割合			所得段階基準	
		平成20年度	平成21年度	平成22年度		
第1段階		0.50			生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税者	
第2段階		0.50			市町村民税世帯非課税者※1	
第3段階		0.75			市町村民税世帯非課税者※2	
第4段階	激変緩和措置対象者	第1段階 →第4段階	0.66	0.83	1.00	市町村民税本人非課税者
		第2段階 →第4段階	0.66	0.83		
		第3段階 →第4段階	0.83	0.91		
	激変緩和措置対象者以外		1.00			
第5段階	激変緩和措置対象者	第1段階 →第5段階	0.75	1.00	1.25	市町村民税本人課税者
		第2段階 →第5段階	0.75	1.00		
		第3段階 →第5段階	0.91	1.08		
		第4段階 →第5段階	1.08	1.16		
激変緩和措置対象者以外		1.25				
第6段階		1.50			合計所得金額： 200万円未満	
第7段階		1.75			合計所得金額： 200万円以上 300万円未満	
第8段階		2.00			合計所得金額： 300万円以上 400万円未満	
					合計所得金額： 400万円以上	

※1 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方

※2 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方